

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会小口資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長泉町的生活困窮者の更生と、福祉の増進を図ることを目的とし、生活資金の貸付を行うため必要な事項を定めるものとする。

(貸付の実施機関)

第2条 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、前条の目的達成のため、小口資金の貸付業務を行うものとする。

2 小口資金の貸付業務は、民生委員・児童委員の意見を徴し会長が行うものとする。

(貸付の対象者)

第3条 小口資金の貸付は、長泉町に居住し、かつ住所登録のある低所得者で、緊急又は不時の出費を要するため、困窮している者に対して行うものとする。

(貸付金の限度額)

第4条 小口資金の限度額は、一世帯につき3万円以内とする。ただし、特に会長が認めたときは、一世帯につき5万円まで貸し付けることができるものとする。

(貸付の期間等)

第5条 小口資金の貸付期間は、貸付の日より1年以内とし返済方法はその都度協議して定める。

2 貸付利息は徴収しない。

3 返済を遅滞した場合、その金額に対し、遅滞した翌日から完済まで年5%の延滞金を徴収する。ただし、会長が特に認めた場合は、返済期限を延長し、延滞金を減免することができる。

(借入申込)

第6条 小口資金を借り入れようとする者は、長泉町社会福祉協議会小口資金借入申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 会長は、前条の申込書を受理したときは、速やかにこれを審査し、可否を定め借入申込者に通知しなければならない。

2 緊急の場合において、会長が貸付を適当と認めたときは、直ちに前条の決定額を貸し付けることができる。

3 前項の場合には、その結果を地区担当の民生委員・児童委員に報告するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 貸付の承認を受けた者は、直ちに長泉町社会福祉協議会小口資金借用書（様式第2号）を提出し、小口資金を借り受けるものとする。

(返済)

第9条 小口資金借受人（以下「借受人」という。）は、返済期限までに借受金を返済しなければならない。

(期限内の返済)

第 10 条 次の各号の 1 に該当したときは、借受人は速やかに借受金の全額又は一部を返済しなければならない。

- (1) 借受人がみだりに借入れの用途を変更し、または他に借受金を流用したとき。
- (2) 借受人が町外に転居するとき。
- (3) その他、会長が即時返済が適当と認めたとき。

(返済免除)

第 11 条 会長は、借受人が死亡、その他やむを得ない事情があると認めるときは、借受金の全部又は一部の返済を免除することができる。

(貸付金台帳)

第 12 条 会長は、長泉町社会福祉協議会小口資金貸付台帳（様式第 3 号）を作成し、貸付、返済等の収支を常に明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(長泉町社会福祉協議会小口資金貸付規程の廃止)

長泉町社会福祉協議会小口資金貸付規程は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の小口資金貸付要綱第 3 条及び第 4 条及び第 6 条、第 11 条の要綱は平成 20 年 4 月 1 日以後の貸付に係るものから適用する。

様式第1号 (第6条関係)

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会

会 長 様

長泉町社会福祉協議会小口資金借入申込書

1. 借入申込額 金 _____ 円

2. 上記金額を必要とする理由

3. 民生委員・児童委員意見

氏 名

上記のとおり小口資金を借り入れたく民生委員・児童委員の意見を付して申し込みます。

年 月 日

住 所 長泉町

電話番号

氏 名

貸付番号

支 払 日	年	月	日
-------	---	---	---

様式第2号（第8条関係）

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会
会 長 様

長泉町社会福祉協議会小口資金借用書

金 _____ 円也

借用期限 年 月 日

返済方法 一括 円

月額 円を 回払いします

その他

利 息 借用期限満了まで無利子
但し、返済期間終了後は、年5%の延滞利息を支払うこととする。

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会小口資金貸付要綱により、資金として上記のとおり
確かに借用いたしました。

年 月 日

借受人

住 所 長泉町

電 話

氏 名